

深川市における「人・農地プラン」について

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

令和 6 年 3 月 2 9 日

深川市長 田 中 昌 幸

記

1. 協議の場を設けた区域の範囲
①メム地区
2. 協議の結果を取りまとめた年月日
令和 6 年 3 月 2 9 日
3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況
経営体数
①メム地区（個人 8 6 経営体、法人 4 経営体）
4. 3 の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか
担い手は十分確保されている
5. 農地中間管理機構の活用方針
農地中間管理機構による事業を活用し、経営農地の集約化を目指し、機構への貸付も視野に取り進めていく。
6. 地域農業の将来のあり方
農地の有効活用を図り、規模拡大により生産性を向上させるとともに、意欲ある中心経営体への農地の集約化に努めていく。また、農業の生産効率の向上や農地集積集約化を図るため、農地の大区画化・汎用化等の基盤整備に取り組む。